

〔 山形県離転職者等職業訓練 〕

訓練コード【K008Y08】

# 9月開校 東南村山地区会場



あなたの再就職を応援します！

## OA 経理事務科

総務・経理に関する幅広い業務知識と、事務処理に関するOA操作を習得し、就職を目指しましょう。  
(パソコンや簿記が初めての方も受講できます。)

【資格にチャレンジできます！】

★日商簿記検定3級～2級

★パソコン検定(Microsoft Office Specialist2007)ワード、エクセル

### 募 集 要 項

実施期間	平成23年9月22日(木)～平成23年12月21日(水) 3ヶ月間 ※ 時間 9:10～15:50 (原則として、土、日、祝日を除く毎日)
実施場所	株式会社リバティ楽器山形店 パソコン教室 山形市あこや町2丁目1-19 (裏面地図参照) TEL: 023-625-2146
定員	20名 (最少催行人員 15名)
対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをした方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職することを希望し、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた方
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約17,000円並びに検定受験料等は個人負担となります。
募集締切	平成23年8月29日(月)
説明会	日時: 平成23年9月5日(月) 午前10時から (時間厳守) ※ 開始10分前までに受付を済ませてください。 場所: 山形県立山形職業能力開発専門校 (裏面地図参照) 内容: 訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物: 筆記用具(鉛筆・ボールペン等)を持参してください。

**受講生募集中!**

問い合わせ先 山形県立山形職業能力開発専門校  
〒990-2473 山形市松栄2丁目2-1  
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850  
URL <http://www.yamagatanoukai.jp/>

【訓練概要】Windows XP、Microsoft Office 2007 を使用します。

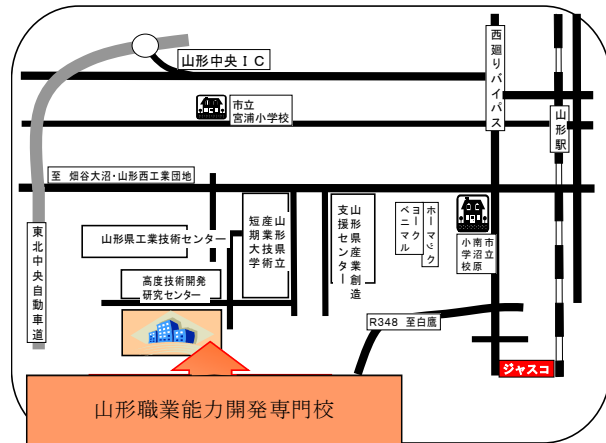
科 目	科 目 の 内 容
簿記・経理・会計ソフト	簿記・経理の基礎知識、日常業務の記帳から決算書作成（簿記3級の知識） 株式会社の主要取引、決算手続き（商業簿記2級の知識） 製造業の主要取引の記帳、原価計算（工業簿記2級の知識）、会計ソフト（弥生会計） の基本操作
OA操作（文書作成、表計算、インターネット）	ワープロ（Word）の基本操作から、ビジネス文書作成 表計算ソフト（Excel）の基本操作から、事務処理に必要な各種帳票作成 ホームページ閲覧・情報の検索、ビジネスメール作成
総務実務概要	総務の業務内容及びお客様対応の心得、各種社会保険の知識と給与計算の関連知識、他 オフィス実務
ビジネススキル	人間力や仕事マネジメント力のスキルアップ、接客接遇（来客対応・電話対応・言葉 遣いの基本）
就職支援	キャリアカウンセリングから応募書類の作成法、面接対策

【 説明会場 】

日時：9月5日（月） 午前10時から  
場所：山形県立山形職業能力開発専門学校  
住所：山形市松栄2丁目2-1  
電話：023-644-9227  
※駐車場有り

【 訓練会場 】

場所：株式会社リバティ楽器山形店  
2F：パソコン教室  
住所：山形市あこや町2丁目1-19  
電話：023-625-2146  
※無料駐車場完備



【ご相談・お申込窓口】

山形公共職業安定所	〒990-0813 山形市松栄2-6-13	023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012 米沢市金池3-1-39	0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011 新庄市東谷地町6-4	0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051 長井市幸町15-5	0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034 村山市楯岡五日町14-30	0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505 寒河江市西根石川西340	0237-86-4221

- ・ 雇用保険受給資格者で、公共職業安定所から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
- ・ 雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の「受講推薦」により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば、訓練期間中の生活保障として、訓練・生活支援給付金が支給されます。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所に相談してください。